

議案第40号

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を
改正する条例制定について

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和6年 3月 4日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を
改正する条例

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例（平成24年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12」を「同項第1号」に、「看護小規模多機能型居宅介護」を「もの」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例新旧対照表

旧	新	備考
<p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第14条 指定地域密着型サービスに該当する法第8条第23項に規定する複合型サービス（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12</u>に規定する<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>に限る。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものであって、かつ、第9条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第14条 指定地域密着型サービスに該当する法第8条第23項に規定する複合型サービス（<u>同項第1号</u>に規定する<u>もの</u>に限る。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものであって、かつ、第9条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	